

### 学校事務職員定数改善の経緯

改善計画 年次	事務職員 定数 1 名	事務職員加配		
		学級数	その他	加配総数
第一次 S34～S38	小学校 18 学級 中学校 9 学級			
<p>地方交付税の中に、事務補助員として市町村費事務職員が算定される。 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が昭和 33 年に制定。</p>				
第二次 S39～S43	小学校 400 人 中学校 400 人			
第三次 S44～S48	小学校 350 人 中学校 250 人	小学校 30 学級以上 中学校 24 学級以上	要保護・準要保護児童生徒数が 100 人以上かつ 25%以上	
<p>加配基準が初めて設けられ、小学校 30 学級以上、中学校 24 学級以上に 1 名が加配されるようになる。また、就学援助数が、100 人でかつ 25%を占める学校に 1 名加配となり、現在に至る。</p>				
第四次 S49～S53	4 学級以上 4 学級以上	小学校 30 学級以上 中学校 24 学級以上	要保護・準要保護児童生徒数が 100 人以上かつ 25%以上	
<p>学級数 6 学級以上もしくは、小・中学校の 4 分の 3 のいずれか少ない方の数となる。</p>				
第五次 S55～H3	4 学級以上 4 学級以上	小学校 30 学級以上 中学校 24 学級以上	要保護・準要保護児童生徒数が 100 人以上かつ 25%以上	
<p>学級数 4 学級以上もしくは、小・中学校の数に 1 を乗じて得た数、3 学級以上の小学校・中学校の数に 4 分の 3 を乗じて得た数となる。</p>				
第六次 H5～H10 →H12	4 学級以上 4 学級以上	小学校 27 学級以上 中学校 21 学級以上	要保護・準要保護児童生徒数が 100 人以上かつ 25%以上	
<p>加配基準を小学校 27 学級以上、中学校 21 学級以上に 1 名となる。</p>				
第七次 H13～H17	4 学級以上 4 学級以上	小学校 27 学級以上 中学校 21 学級以上	要保護・準要保護児童生徒数が 100 人以上かつ 25%以上	872 人
<p>共同実施加配が制度化される(義務標準法 15 条 4 号)</p>				
第八次	4 学級以上 4 学級以上	小学校 27 学級以上 中学校 21 学級以上	要保護・準要保護児童生徒数が 100 人以上かつ 25%以上	